

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

埼玉県包括外部監査人が実施した令和元年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十一月二十四日

埼玉県監査委員	山 本 光 紀
埼玉県監査委員	小 山 彰
埼玉県監査委員	神 尾 高 善
埼玉県監査委員	白 土 幸 仁

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況(対応中の指摘について)

監査テーマ：委託契約の財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
衛星系ネットワーク施設保守点検業務委託【報告書111ページ】	<p>【指摘2】発電機の表示消えについて早急に対応すべきである。</p> <p>衛星系防災行政無線は、地上系の防災行政無線と一体となって、災害時に県庁から通信統制を行うことにより、県内の市町村等に一齐に緊急通報を伝達し、災害現場の状況をいち早く把握する等、災害時に県民の生命及び財産の安全を確保するために極めて重要な設備であり、当該設備を支える発電機は毎月点検を要している。にもかかわらず、17か所中2か所の発電機においては、発電設備である旨の表示が消えたまま放置されていた。特に1か所においては、前年度以前から表示が消えているが対策が取られていなかった。当該表示消えは、単に火災予防条例に反しているだけでなく、いたずらなどにより当該設備が毀損されるなどのおそれも生じさせかねない。それゆえ、発電設備について、適切に表示した標識を設置すべきである。</p> <p>なお、表示消えについて標識の製造メーカーと原因について検討中であるため、当監査期間中においては、仮標識を掲示したとのことである。</p>	<p>表示が消えていた幸手保健所及び秩父保健所については、令和2年1月に仮の標識に交換を行った。</p> <p>また、標識の製造メーカーに表示消えの発生理由について、見解を求めたところ、設置環境によっては太陽光や風雨の影響で表示が消えることもあるとの回答であったことから、耐候性の高い標識を再作成し、令和2年9月末までに発電機が設置されているすべての機関において交換を完了した。</p>	消防課